

議案第 53 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 6 月 17 日

三朝町長 吉田秀光

- | | | |
|---------|---|-----|
| 1 財産の内容 | CAFS 搭載型消防ポンプ自動車（CD - 1 型） | 1 台 |
| 2 相手方 | 倉吉市越中町 1740 番地
有限会社 岩谷ポンプ製作所
代表取締役 瀬尾泰彦 | |
| 3 取得価格 | 22,554,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 4 取得の目的 | 消防ポンプ自動車の整備 | |